

大川広域行政組合会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程

〔 令和 2 年 3 月 25 日 〕
訓 令 第 3 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日訓令第 2 号 令和 4 年 1 月 31 日訓令第 1 号
令和 4 年 3 月 3 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大川広域行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年大川広域行政組合規則第 1 2 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げるパートタイム会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第 2 条 職員の勤務時間等については、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 0 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 3 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間

職 種		出勤時間	退勤時間	休憩時間	
事務補助員 支援補助員 介護補助員		別に定める。			
一般事務員 介護認定審査会事務員 埋蔵文化財調査員		午前8時30分	午後5時	正午から60分	
介護支援専門員	日 勤	午前8時30分	午後5時	正午から60分	
	遅 出	午前9時30分	午後6時	正午から60分	
生活相談員	日 勤	A	午前8時30分	午後5時15分	正午から75分
		B	午前8時45分	午後5時30分	正午から75分
	遅 出	午前9時	午後5時45分	午前11時45分から75分	
支援員	日 勤	A	午前8時45分	午後5時30分	午前11時45分から75分
		B	午前8時45分	午後5時30分	午後零時30分から75分
		C	午前8時45分	午後5時30分	午後零時45分から75分
		D	午前9時15分	午後6時	午前11時45分から75分
	早 出	A	午前6時	午後2時45分	午前11時30分から75分
		B	午前7時	午後3時45分	午前11時30分から75分
		C	午前7時30分	午後4時15分	午前11時30分から75分
	遅 出	A	午前10時15分	午後7時	午後1時15分から75分
		B	午後零時15分	午後9時	午後2時から75分
C		午後3時45分	午前零時30分	午後7時30分から75分	
介護職員	日 勤	A	午前8時	午後4時45分	午後1時15分から60分 午後4時から15分
		B	午前8時30分	午後5時15分	正午から75分
		C	午前9時15分	午後6時	午後1時15分から60分 午後4時から15分
	早 出	A	午前7時	午後3時45分	正午から75分
		B	午前7時30分	午後4時15分	正午から75分
	遅 出	A	午前9時45分	午後6時30分	午後1時15分から60分 午後4時から15分
		B	午前9時45分	午後6時30分	午後1時15分から60分 午後4時30分から15分
	夜 勤	A	午後3時30分	午前8時30分	午後9時から60分 午前6時から60分
		B	午後3時30分	午前8時30分	午後8時から60分 午前5時から60分

看護職員	日勤	A	午前8時30分	午後5時15分	正午から75分
		B	午前8時45分	午後5時30分	正午から75分
	遅出		午前9時15分	午後6時	午後1時から75分
栄養士	日勤	A	午前8時	午後4時30分	午後零時30分から60分
		B	午前8時30分	午後5時	午後零時30分から60分
調理員	日勤		午前9時15分	午後5時45分	午後零時30分から60分
	早出	A	午前6時	午後2時30分	正午から60分
		B	午前7時	午後3時30分	正午から60分
遅出		午前10時	午後6時30分	午後零時30分から60分	
老人デイサービスセンターの職員で上記に掲げる以外の職員					
介護職員	日勤	A	午前8時30分	午後5時15分	正午から60分 午後3時45分から15分
		B	午前8時30分	午後5時15分	午後零時30分から60分 午後3時45分から15分
		C	午前8時30分	午後5時15分	午後1時から60分 午後3時45分から15分
看護職員		別に定める。			
機能訓練指導員		別に定める。			
訪問介護員	早出	A	午前7時	午後3時45分	午後零時15分から75分
		B	午前7時30分	午後4時15分	午後零時15分から75分
	日勤	A	午前8時	午後4時45分	午後零時15分から75分
		B	午前8時30分	午後5時15分	午後零時15分から75分
		C	午前9時	午後5時45分	午後零時15分から75分
	遅出	A	午前10時15分	午後7時	午後1時45分から75分
B		午後3時45分	午前零時30分	午後7時30分から75分	